

公開日：2018.10.1



一般事業主 行動計画（次世代育成支援対策推進法 第12条第1項）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成30年8月1日から平成33年7月31日までの3年間

2 内容

〈目標1〉

計画期間内に、育児休業等の取得状況を次の水準以上にする

男性職員・・・年に1人以上取得すること

女性職員・・・取得率を80%以上とすること

〈対策〉

- ・平成30年8月～ 育児休業等の取得を周知・制度に関するパンフレットを社員に配布
- ・平成30年9月～ 管理職を対象とした研修の実施

〈目標2〉

平成30年11月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定・実施する

〈対策〉

- ・平成30年10月～ 所定外労働の現状を把握・社内検討委員会での検討開始
- ・平成30年11月～ ノー残業デーの実施・社員への周知（毎月）

〈目標3〉

平成31年7月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均年間6日以上とする

〈対策〉

- ・平成30年11月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- ・平成31年4月～ 取得状況のとりまとめなどにより、更なる取得促進の取組の開始